

更別村農業委員会議事録

令和5年 第6回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和5年6月23日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和5年6月23日（13時30分開会、15時05分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	磯 忠 義
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 恵 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

5番 川上委員 6番 磯委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二 農業振興係主任 西村 悠佑

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
議案第1号 現況証明願について
議案第2号 更別村農業振興地域整備計画の変更について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 旧農業経営起案強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

議案第8号 農業経営基盤強化促進基本構想の改訂に係る意見について

(7) その他

①全国農業新聞の継続購読について

②7月分報酬及び任期内費用弁償の支払いについて

③令和4年度農業委員・職員親睦会決算について

④令和5年第7回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 それでは、ただ今から令和5年第6回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。第6回の定例会ということで、それぞれ皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

何せこの3年間の内の最後の定例会となります。何かと次に引き継がらないこともあるでしょうが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今年は春先からおおむね順調に気候も推移しており、一部雹やら夕立で、場所によっては多少被害があったと思われませんが、おおむね順調に推移しているのかなと思っております。

そんな中ではありますが、最後の定例会となりますが、ひとつよろしく審議のほどお願ひ申し上げて、開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。5番 川上委員、6番 磯委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件の方へ入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。5月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件について、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願いします。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明を致します。5月の総会議案の調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告をするものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今説明がありましたが、何かご質問があればお願いします。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 それでは次、報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明致します。本年2月に農地法第4条の規定により許可した農地転用2件につきまし

て、工事進捗状況報告が提出されましたので報告をするものです。

(報告案件朗読)

現地確認につきましてはそれぞれ担当委員にお願いしております。

【議 長】 それでは、現地確認いただいた岡委員の方より報告お願い致します。

【岡 委員】 6月20日に、A、Bの作業状況を見てきました。

Aの方は作業が早かったので、8割がた完成していると思います。

Bの方は工事屋さんが忙しいのか、工事屋さんの関係でまだ作業していない状態です。

【議 長】 ただ今担当委員の方から報告がありましたが、これを含めて何かご質問があればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議 長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局】 報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

5月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借12件、売買5件のあっせんが成立したほか、所有権の移転調整を2件行っております。

賃貸借の1件目です。(報告案件朗読)

以下4件目まで、委員会開催日、あっせん委員長は1件目と同じですので、説明は省略します。

続いて賃貸借の2件目です。(報告案件朗読)

続いて賃貸借の3件目です。(報告案件朗読)

続いて賃貸借の4件目です。(報告案件朗読)

続いて賃貸借の 5 件目です。(報告案件朗読)

以下 7 件目まで、賃貸人、委員会開催日、あっせん委員長は 5 件目と同じですので、説明は省略します。

続いて賃貸借の 6 件目です。(報告案件朗読)

続いて賃貸借の 7 件目です。(報告案件朗読)

続いて賃貸借の 8 件目です。(報告案件朗読)

以下 12 件目まで、賃貸人、委員会開催日、あっせん委員長は 8 件目と同じですので、説明は省略します。

続いて賃貸借の 9 件目です。(報告案件朗読)

続いて賃貸借の 10 件目です。(報告案件朗読)

続いて賃貸借の 11 件目です。(報告案件朗読)

続いて賃貸借の 12 件目です。(報告案件朗読)

続いて売買の 1 件目です。(報告案件朗読)

以下 3 件目まで、譲渡人、委員会開催日、あっせん委員長は 1 件目と同じですので、説明は省略します。

続いて売買の 2 件目です。(報告案件朗読)

続いて売買の 3 件目です。(報告案件朗読)

続いて売買の 4 件目です。(報告案件朗読)

続いて売買の 5 件目です。(報告案件朗読)

続いて所有権移転調整の 1 件目ですが、(報告案件朗読)

続いて所有権移転調整の 2 件目ですが、(報告案件朗読)

【議長】 それでは、賃貸借の 1 件目から 4 件目について、あっせん委員長を務められました福田委員より報告お願い致します。

【福田委員】 5月25日、前回の定例後、書類あっせんということで、私、日崎委員、塩田委員、及川委員であっせん委員会を行い、従前と変わらないということで、内容については事務局の説明のとおりです。

【議長】 続いて、賃貸借の5件目から7件目について、あっせん委員長を務められました岡委員より報告お願い致します。

【岡委員】 6月13日に、自分と川上委員、宍戸委員、福田委員とあっせん委員会がありました。Cの土地のあっせんについて、内容は先ほど事務局の説明のとおりで、あっせんが行われたことを報告します。

【議長】 続いて、賃貸借の8件目から12件目について、あっせん委員長を務められました九々委員より報告お願い致します。

【九々委員】 6月15日、Dの土地のあっせんを行いました。内容は事務局の説明どおりですが、当日Dが急遽都合がつかなくなってしまいましたので、全員から委任状をいただきまして、あっせんを終了した次第です。

【議長】 続いて、売買の1件目から3件目について、あっせん委員長を務められました岡委員より報告お願い致します。

【岡委員】 6月の13日に、委員長が僕、川上委員、宍戸委員、福田委員4名で売買のあっせんをいたしました。Cの土地なんですけど、内容については事務局の説明のあったとおりで、無事売買のあっせんが終わりましたことを報告します。

【議長】 続いて売買の4件目と5件目について、あっせん委員長を務められました九々委員より報告お願い致します。

【九々委員】 6月15日に委員長私九々、日崎委員、大地委員、小野委員と共にEの土地を、譲受人Fということで、売買あっせんをいたしました。無事終了したことを報告いたします。

【議長】 5番目は？

【九々委員】 同じく6月15日に私が委員長で、日崎委員、大地委員、小野委員ということで、Gの土地を、譲受人Hということで、売買を成立させたことを報告いたします。

【議長】 続いて所有権移転調整の1件目について、委員長を務められました岡委

員より報告お願い致します。

【岡 委員】 6月の13日に、委員長私、川上委員、宍戸委員、福田委員の4名で行いました。Cの農地なんですけど、Iが公社につながということで、内容は先ほど事務局のあったとおりで、無事公社につながることが出来ました。

【議 長】 続いて所有権移転調整の2件目について、委員長を務められました九々委員より報告お願い致します。

【九々委員】 6月15日、所有権移転調整を行いました。委員長は私で、日崎委員、大地委員、小野委員と共に、Gの土地をJに移転調整したことを報告します。

【議 長】 ただ今それぞれ報告がありましたが、これを含めて何かご質問があればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(5) 議案第1号 現況証明願について

【議 長】 それではこれより議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。
今回1件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。
(議案朗読)
議案資料をご覧ください。5頁に願出地の図面を付けております。

現地調査につきましては、担当委員を含む3名の委員にお願いをしております。

【議 長】 それでは、現地確認いただいた日崎委員の方より報告お願い致します。

【日崎委員】 昨日、大地委員、川上委員と3人で確認してまいりまして、地目は畑になっておりますが、ビニールハウスがありまして、格納庫代わりに使っているのです、利用状況は宅地でいいかなと思われまして。

【議 長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて何かご意見があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 特になければ、証明してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは証明するものと致します。

(6) 議案第 2 号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 議案第 2 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明お願い致します。

【議長】 議案第 2 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明願います。

【事務局長】 議案第 2 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

1 件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は 6 頁からになります。6 頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、10 頁に利用計画図を付けております。現在の敷地にはスペースがないため、既存施設の隣地部分に●●を配置しております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

2 件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は 12 頁からになります。12 頁が変更箇所的位置図です。13 頁に配置図を付けております。現在の敷地にはスペースがないため、既存施設の隣地部分を農用地区域から除外しようとするものです。

航空写真の方も配布をしております。

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、1 件目の案件については、このあと議案第 4 号で転用許可申請が出てまいります。

2 件目については、現況雑種地のため、農地法の手続きはありません。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、1 件目については議案第 3 号と

関連しますので、審議は後回しということで取り扱っていきたいと思います。

それでは資料並びに航空写真がありますが、資料6頁から13頁までをお目通しいただいて、ここでは、とりあえずKの方の審議で進めていきたいと思っておりますので、まずはお目通しいただきたいと思っております。

(各委員資料確認)

【議長】 いかがでしょうか？お目通しいただけたでしょうか？
(「はい」の声)

それでは2件目のKの件につきまして、ご意見ご質問等があれば、お願いいたします。

(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で回答してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、この形で進めていただきます。

(7) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

【議長】 それでは次、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 それでは、引き続きまして議案第3号の説明を致します。農地法第4条の規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときは、その時点で許可してよろしいか、審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は6頁からになります。まず6頁に申請地の位置図を付けております。航空写真も配布しておりますのでご参照ください。

資料7頁からは許可申請書の写しを付けております。下側をご覧ください。「2 転用計画」の「(2) 転用事由の詳細」を読み上げます。

「事業の拡張に伴い、●●の●●●●が足りない為、●●の建築を計画しました。既存の敷地には建築場所がないため、●●など作業効率を考慮し、●●の横(南側)に建築場所を決定したので、許可を願いたい。」とのことです。

8頁上側の(3)の表には工事期間と各工作物等の面積、下側の3には資金計画が掲載されています。

10 頁は利用計画図です。●●、エプロン、作業通路を配置しています。

11 頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件を確認くださいますようお願い致します。

左側の方ですが、上から 1. 立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種から第 3 種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由として「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地で原則転用不許可の土地であるが、用途区分を農業用施設用地に変更する予定である。」としております。続いて 1 の(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として「既存の敷地には建築スペースがないことから、既存施設との連動(●●の運搬等)の作業効率等を考慮し、当該地を選定することはやむを得ない。」とし、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の、2 の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第 2 号の農振計画の変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた福田委員の方より報告お願い致します。

【福田委員】 本日午前中に、現地確認してまいりました。航空写真を見てもらえればわかるとおり、隣に●●があって、また隣に●●があって、作業効率を考えると、この場所がいいのかなと思います。大きさも大きすぎず、問題ないと思います。

【議長】 それを踏まえて審議に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 まず議案第2号の更別村農業振興地域整備計画の変更についてですが、村から意見を求められた更別村農業振興地域整備計画の変更について、それぞれ説明がありました。この内容で回答してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、この内容で回答させていただきます。
次に議案第3号です。農地法第4条による許可申請についてですが、ただ今それぞれ説明があり、報告もありました。それを踏まえて何かご意見ご質問があればお願い致します。
（意見等無）

【議長】 無ければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、このLの案件につきましては、議案第2号、第3号共に了承ということで、取り進めていただきます。

(8) 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次に、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。所有権移転1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

（議案朗読）

議案の資料をお願い致します。議案資料14頁からになります。まず14頁に申請地の位置図を付けております。15頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、16頁の左中ほどの「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、17頁右側の上段「10 周辺地域との関係」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

現地確認につきましては、隣接担当委員をお願いをしております。

なお、●●委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございます。審議の際は一時退室をお願い

い致します。

【議長】 それでは、資料のお目通しの前に、現地確認いただきました川上委員より報告お願い致します。

【川上委員】 昨日6月22日、●●委員立会いのもと、現地確認してまいりました。建っていた格納庫を解体され、農地として使用されている事を確認してまいりました。

【議長】 それでは、資料の14頁から18頁にかけて、しばしお目通しいただきたいと思えます。
(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？凡そ目を通していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

(●●委員退室)

【議長】 それでは、ご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(●●委員入室)

(9) 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

村より決定を求められた利用権設定等17件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、(議案朗読)

2 件目、(議案朗読)

3 件目、(議案朗読)

4 件目、(議案朗読)

5 件目、(議案朗読)

以降 7 件目まで、利用権の設定等をする方、設定等の種類、利用権等の内容、備考欄は 5 件目と同じですので、省略します。

6 件目、(議案朗読)

7 件目、(議案朗読)

8 件目、(議案朗読)

以降 12 件目まで、利用権の設定等をする方、設定等の種類、利用権等の内容、備考欄は 8 件目と同じですので、省略します。

9 件目、(議案朗読)

10 件目、(議案朗読)

11 件目、(議案朗読)

12 件目、(議案朗読)

続いて売買の 1 件目です。(議案朗読)

以降 3 件目まで、利用権の設定等をする方、設定等の種類、利用権等の内容、備考欄は 1 件目と同じですので、省略します。

2 件目です。(議案朗読)

3 件目です。(議案朗読)

4 件目です。(議案朗読)

5 件目です。(議案朗読)

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第 18 条第 3 項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

なお、●●委員につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。審議の際は一時退室をお願い致します。

【議 長】 それでは、賃貸借の 1 件目から進めてまいります。まず利用権の設定等を受ける方が M の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

次、2 件目、利用権の設定等を受ける方が N です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

次 3 件目、利用権の設定等を受ける方が O の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

次 4 件目、利用権の設定等を受ける方が P の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次 5 件目、利用権の設定等を受ける方が Q の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(●●委員退室)

【議 長】 次、6 件目、利用権の設定等を受ける方が R の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(●●委員入室)

【議 長】 次 7 件目、利用権の設定等を受ける方が S の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次 8 件目、利用権の設定等を受ける方が T の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次 9 件目、利用権の設定等を受ける方が U の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次 10 件目、利用権の設定等を受ける方が L の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次 11 件目、利用権の設定等を受ける方が V の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次 12 件目、利用権の設定等を受ける方が W の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
売買の 1 件目、利用権の設定等を受ける方が X の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次、2 件目、利用権の設定等を受ける方が H の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次 3 件目、利用権の設定等を受ける方が Y の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次 4 件目、利用権の設定等を受ける方が F の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。
5 件目、利用権の設定等を受ける方が H の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(10) 議案第 6 号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

【議 長】 次、議案第 6 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明お願い致します。

【事 務 局】 議案第 6 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明致します。

旧基盤強化法第 15 条第 1 項の規定に基づく所有権移転のあっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、農地中間管理機構による買入が特に必要と認め、同法第 16 条第 1 項の規定により村長から申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請してよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

調整内容は、先ほど報告第4号で説明したとおりです。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければ、このとおり要請することとしてよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それではこの形で要請するものといたします。

(11) 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明をお願い致します。

【事務局】 議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。賃貸借1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料19頁に申出地の図面を付けております。

こちらについては従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明があったとおり、あっせんについて申出がありましたが、このあっせんにつきまして、取り進めてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それではあっせんをするものと致します。また、内容については従前と変わりがないので、書類あっせんという形で、本日総会終了後に取り進めてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、その形で進めさせていただきます。それではあっせん委員を選ばせていただきます。

磯委員、大地委員、塩田委員、及川委員。よろしくお願い致します。

ここで休憩を入れたいと思います。

(産業課農業振興係西村主任入室)

(12) 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進基本構想の改訂に係る意見について

【議長】 それでは審議を再開したいと思います。議案第 8 号、農業経営基盤強化促進基本構想の改訂に係る意見について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 8 号、農業経営基盤強化促進基本構想の改訂に係る意見について、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 4 項の規定に基づき、更別村から意見を求められましたので、審議願うものです。

内容につきましては、産業課の方から説明させていただきます。

【産業課長】 それでは、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進基本構想の改訂に係る意見について、ということでございます。

こちらの方ですね、令和 4 年 1 月 18 日に構想の見直しについて皆様にご審議いただき策定しました、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について、今回農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要箇所について改訂を行うものでございます。この基本構想の改訂についても、前回の見直しと同様に皆様のご意見をいただくことが必要となることから、今回ご審議をいただくものであります。

改訂箇所等、議案内容の説明については、担当の産業課農業振興係の西村主任が行います。よろしくご審議のほどお願いするものであります。

【担当】 産業課農業振興係の西村と申します。私から今回の改訂についてご説明させていただきます。

お手元にごございます新旧対照表と農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（案）のうち、基本構想（案）を元にご説明しますので、そちらをご覧ください。

本構想は地域農業の経営基盤の強化の促進に関する目標や指標の他、各種事業等の実施に関する必要事項を定めるものであり、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村ごとに策定することとされているものです。

本村の現在の基本構想は、平成 29 年 3 月に策定、令和 4 年 5 月に見直ししており、令和 9 年までの 10 年間について農業経営が目標とすべき所得水準や労働時間などを示しております。

通常 5 年ごとに見直しが行われるものですが、令和 5 年 4 月に北海道が定める農業経営基盤強化促進基本方針の一部改訂があり、改訂された内容に則する必要があることから、次回改正が令和 8 年に予定されていることを踏まえ、本村の基本構想の改訂を行うものであります。

基本構想の改訂には、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 4 項及び施行規則第 2 条の規定に基づき農業委員会等への意見照会が必要なことから、本日の定例総会においてご説明させていただくものであります。

記載内容については、道が示す記載例を元にしており、本村独自の取組

や現状等を加えて作成しております。ボリュームがありますことから、主要な変更点のみご説明いたします。

構想（案）の頁を2枚めくっていただいて4頁の真ん中からやや下になります、第1の3の(5)、農用地の利用集積と集約化については、地域計画の取り扱い方法について記載しております。地域計画とは、これまでの人・農地プランを基礎として農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を出力した地図などを明確化していくものです。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されましたが、猶予が2年あることから、更別では令和7年3月までに現在の人・農地プランが地域計画へ移行していく予定となっております。

また、改訂前は利用権設定等促進事業について記載しておりましたが、改正に伴い廃止となっております。こちらは経過措置として法律の施行日から2年を経過する日または地域計画を策定する日の前日までは利用集積計画の作成等は可能とされております。

続いて頁をめくっていただいて6頁の真ん中よりやや上にあります、第4第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項については、農業を担う者の確保及び育成の考え方のほか、更別村が主体的に行う取り組みや関係機関との連携・役割分担の考え方、就農希望者とのマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について記載しております。なお、こちらの内容については、改訂前の基本構想の別項目に記載していたものを移動してきておりますので、内容の変更はございません。

続いて頁をめくっていただいて7頁の真ん中よりやや上になります、第5効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項についてです。2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項について、バンク事業の活用に関する事項について記載しております。

続いて8頁の真ん中になります、第6の1第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事項についてです。こちらは地域計画を策定するための協議の場の開催時期や参集範囲、問い合わせ窓口を産業課に設置することや、地域計画の区域などについて記載しております。

続いて頁を3枚めくっていただいた14頁の真ん中、附則2についてですが、利用権設定等促進事業などの経過措置を適用するための事項となっております。

以上が今回の改訂における主な変更点でございますが、その他、法令の改正や基本方針の改訂に伴う文言整理等を行っております。

今後の手続きとしては、関係機関の意見照会のあと、北海道との協議と知事の同意を経て令和5年9月までに基本構想の変更に係る公告をすることとなります。北海道との協議には1か月以上要することから、7月中旬

までに道庁との協議開始を目指して取り進めております。

【議長】 ただいま説明をいただきましたが、説明を聞いている中で何か今の時点でご質問があれば、お願い致します。

(質問等無)

【議長】 特になければ、この形で進めていただくということで、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、ただいまの説明に基づいて、取り扱い進めていただきたいと思います。

6. その他の協議状況

(1) 全国農業新聞の継続購読について

【議長】 その他に移ります。その他の1番目、全国農業新聞の継続購読についてお願い致します。

※退任農業委員へ全国農業新聞の継続購読のお願い。

(2) 7月分報酬及び任期内費用弁償の支払いについて

【議長】 次、2番目の7月分報酬及び任期内費用弁償の支払いについてお願いします。

※退任委員は日割り計算。4～6月分の費用弁償は7月支払い。

(3) 令和4年度農業委員・職員親睦会決算について

【議長】 次、3番目の令和4年度農業委員・職員親睦会決算についてお願いします。

※別紙資料

(1) 令和5年 第7回農業委員会定例総会について

※第7回定例総会は、7月20日(木)14時00分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 本日、第6回の定例会ということで、おかげさまで全ての案件承認していただくことが出来ました。ありがとうございます。

何といたってもこの3年ですが、3年前にこのメンバーで発足し、間もなく満了となるわけなんです、何せかんせ3年前を振り返りますと、コロナが少しずつにわかには拡大していき、まだどういう状態なのか模索状態で、大変怯えた形で、それぞれ全ての事について委縮し、研修ないし懇親会等、人の集まることが全て抑えられ、それぞれ委員さんにも大変この3年間は何をやっていたのかという、実質実務に当たっていただき、その割には集まって色々意見交換をする場等が本当に少なく、委員さんには大変ご苦労いただいた3年かと思えます。これから、昨年からですが、国の方も段々考えがあつてか、やろうとしております。どうかそれも参考になるのか分かりませんが、もうちょっと現場の状況に合った利用調整を進めていただければと思っております。何はともあれ、委員の皆様には大変色んな面でお世話になりました。大変ご苦労です。ありがとうございました。